

## 会津藩の警備

文化七（一八一〇）年二月、幕府は白河・会津の両藩に江戸湾警備を命じた。実はこの当時は江戸湾という呼び方はなく、幕府の命令書には「異国船漂流手当のため、相州浦賀近海及び安房、上総浦々へ大筒台場取立」という表現であった。

しかし、現在では高校の教科書の記述にも「江戸湾警備」という表現があるので、歴史用語として「江戸湾」という言葉を使用する。

### 三浦半島の村は会津藩領になった

三浦半島の村々は旗本領や大名領が大部分を占めていたが、あまり大きな領地ではなかった。これは大名や旗本にとっても重要な領地というわけではなかったため、自然環境の豊かさもあり、比較的恵まれた生活をおくっている農漁民たちであった。

それが会津藩が来ると東西の浦賀と三崎、佐原村、久

村以外の三浦半島の七十四カ村と鎌倉郡の二十カ村を加えた村高二万八千石余が会津藩の領地となった。

会津藩領になった三浦半島の人々には今までとは違いうさまざまなことが待ち受けていた。

会津から三浦半島への移動が一段落した文化八年秋には、会津藩の家老・西郷頼母が海防の要害を巡見し、また新領地の民情・村勢を点検にやってきた。翌年も家老・北原采女が領内を巡見して、会津藩主の意向を触れて歩いた。こうした藩の重役の領内巡見費用はすべて領民に課せられた。

また、文化十三（一八一六）年には、藩主松平容衆が京都所司代を命ぜられ、三浦半島の領地には二千両の分担金が命ぜられた。領民たちは負担が大きすぎると上納金の免除を訴えたが聞き入れられず、しかたなく二年賦で上納することにした。

さらに、文政二（一八一九）年、藩主容衆と十一代將軍家斉の息女・元姫との婚礼が決まり、婚礼費用六万両のうち、十分の一の六千両を三浦半島での分担とした。

さすがにこの金額を負担することができないので、軽減を求めている間に会津藩は江戸湾警備の任が解かれ、

三浦半島の人々が負担することはなかった。

このように次から次へと、本年貢の他の負担が大きくなってきたので、領民の中には土地を離れる者が出てきた。

### もうひとつの役目

会津藩の領地になった村々には、上記の年貢や金銭的な負担の他に、江戸湾警備を手伝う役目があった。これは領地となった村すべてに課せられたもので、八石八斗に一人の割合で労働力を提供する使役であった。例えば横須賀村は村高（村中の土地すべてでお米を生産した時の収穫高をいう）二百五十六石八斗であるから、これを八石八斗で割ると二十九人の十五歳から六十歳までの男性を手伝いに出すことになる。この手伝い、会津藩が三浦半島に置いた鴨居と三崎の二つの陣屋どちらかあらかじめ決められた陣屋へ駆けつけることから「駆着（かけつけ）」と呼ばれていた。

さらに漁村には船の出勤も要請されており、これらの船は軍船として使われた。船が使われることは即、生活に影響がでることなので、船乗りには船を出した日は、

一日に付き三百文の手当が支給されることになっていた。しかし実際には年間で二百文しか支給されなかったため、これ以後船を出すことはできないという願書が提出されるほどであった。（了）